

東京都水道局工事成績評定要綱の改正について

建設業の生産性の向上を促すとともに、受注者の積極的な取組を評価できるよう、東京都工事成績評定要綱を改正しました。

【改正の概要】

- 1 受注者が必要以上の書類を作成することのないよう、評定項目を具体的な表現に見直し（要綱別記第3,5,9号様式）

■見直し内容（一部抜粋）

現行	改正後
資料等の迅速な提出や <u>作成に対する熱意</u>	資料等の迅速な提出 <u>に対する工夫</u>
品質管理記録が <u>適切</u> に作成されていた	品質管理について、 <u>実施した項目、方法等の記録</u> が作成されていた

- 2 受注者の生産性向上などの優れた取組を積極的に評価できるよう、加点方法の仕組みを見直し（要綱別記第4～6号様式）

■見直し内容

加点評定項目	現行	改正
技術力の発揮	<u>上限2点</u>	<u>上限5点</u>
創意工夫と熱意	<u>上限2点</u>	
社会的貢献	<u>上限1点</u>	

- 3 環境配慮やDX活用など近年の社会情勢を反映した評定項目に見直し（要綱別記第5号様式）

■見直し内容

現行	改正後
<u>ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への配慮</u>	<u>環境配慮に関する取組の実施</u>
—	<u>労働環境の改善や向上に資する取組の実施</u>

【適用】

- 令和7年7月1日以降契約案件より適用